（別紙様式　第４号）

佐賀県剣道道場連盟会員登録規定

第1条　　佐賀県剣道道場連盟に加入している道場等は年度始めに登録料を納入するものとする。

第２条　　入会費及び登録料は次のとおりとする。

区　分	入会費	登録料	備　　考
佐賀県剣道道場連盟	－	5,000 円	＊入会は、連盟に登録した時点とする。
全日本剣道道場連盟	3,000 円	15,000 円	

付則　　この規定は平成５年　２月 25 日から施行する。

① 全日本剣道道場連盟の登録料は平成 11 年度に改正された。

② 平成 19 年度から新規入会は全国登録だけとする。